

所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和43年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。